

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年12月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条子ども若者未来部の教育成推進課の項第15号を削り、同項第16号を同項第15号とする。

附則

この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(行財政局人事部人事課)